

令和 7 年度

離島への石油製品の安定・効率的な
供給体制の構築支援事業

公 募 要 領

2025 年 4 月

全国石油商業組合連合会

目 次

1. 事業概要	
(1) 目的	1
(2) 内容	1
(3) 事業スキーム	2
2. 補助対象者の要件	
(1) コンソーシアムが実施する離島の石油製品の流通合理化・安定供給対策の策定	2
(2) 離島の油槽所設備等の維持	3
3. 補助事業の期間	4
4. 補助金の額	4
5. 交付の対象となる経費	
(1) コンソーシアムが実施する離島の石油製品の流通合理化・安定供給対策の策定	5
(2) 離島の油槽所設備等の維持	6
6. 応募の手続き等	
(1) 公募期間	9
(2) 応募書類の提出	9
7. 選定・交付決定	
(1) 選定・交付決定方法	11
(2) 審査基準	11
(3) 通知	11
(4) 公表	11
(5) その他	12
8. 補助金の支払手続き	
(1) 実績報告書の提出及び提出書類	13
(2) 実績報告及び支払等に関する注意事項	15
(3) 支払請求書の提出	16

1. 事業概要

(1) 目的

離島における石油製品は小口での海上輸送の必要性などから、本土との価格差があるうえ、自然現象などにより石油製品が運搬できないことも懸念されます。このため、離島における石油製品の流通については、コストの低廉化を目指した流通合理化のみならず、地域のエネルギー安定供給の観点からも供給体制のあり方を検討する必要があります。

そのため、地域毎にコンソーシアムによる検討の場を設けて流通合理化と安定供給に向けた議論を行い、地域の実情を踏まえた具体的な対策を策定することや油槽所設備等の維持に対して補助を行い、離島における石油製品の安定的かつ効率的な供給体制の確保を図ることを目的とします。

(2) 内容

本事業は、離島における石油製品の安定的かつ効率的な供給体制の確保を図るため、「コンソーシアムが実施する離島の石油製品の流通合理化・安定供給対策の策定」、「離島の油槽所設備等の維持」に要する経費を補助します。

※本事業における用語の定義

離島 : 架橋されていない有人の島しょ地域

石油製品 : ガソリン、軽油、灯油、重油

油槽所 : タンカーでガソリン等の石油製品の受け入れを行っている屋外タンク又は地下タンク及び一般取扱所を備えた石油製品の出荷施設

補助事業のイメージ

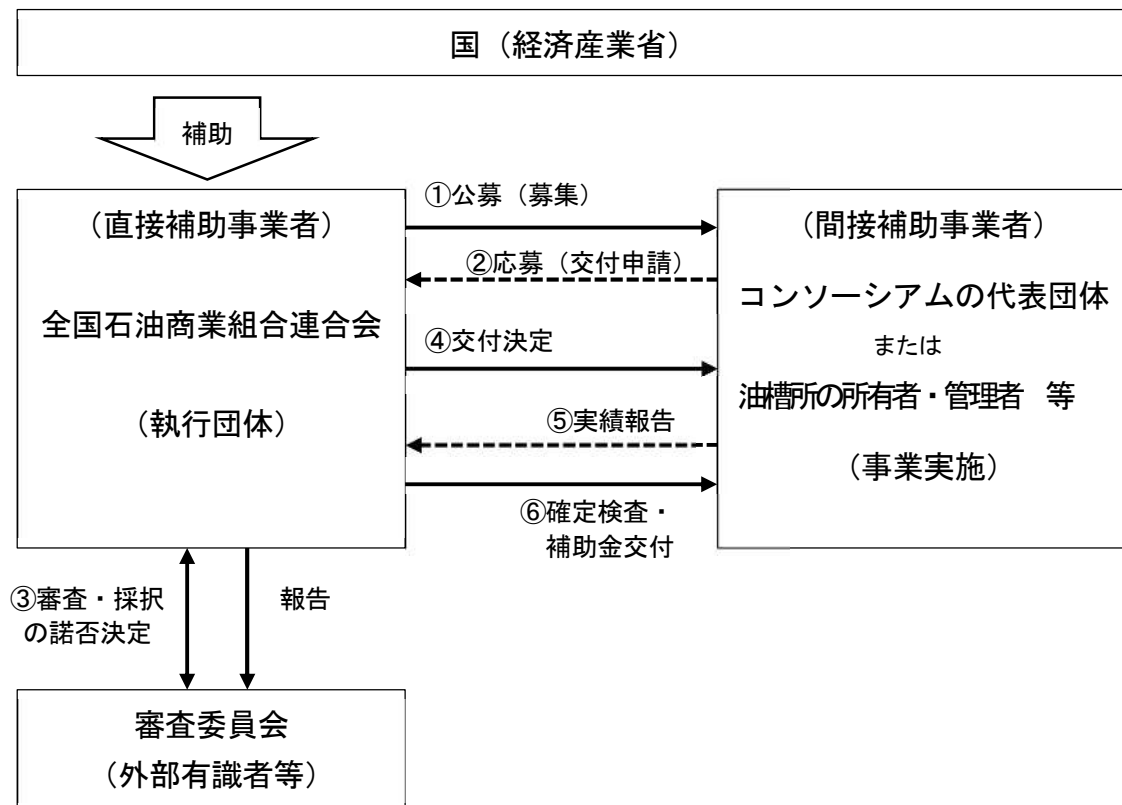
●コンソーシアムが実施する離島の石油製品の流通合理化・安定供給対策の策定の例

- ・ 島内の共同油槽所の整備などの検討
- ・ 各事業者への配送体制の見直しなどの流通合理化に向けた検討
- ・ 共同タンクの活用などに着目した流通合理化体制の確立に向けた検討
- ・ ドラム缶輸送からタンクコンテナやローリーでの輸送への切り替えの検討
- ・ 台風や時化などを想定した安定供給体制の確立や安定供給拠点の整備の検討
- ・ 安定供給の担保という視点から石油製品備蓄等の検討 など

●離島の油槽所設備等の維持の例

- ・ 油槽所の検査・補修・改修工事
- ・ 油槽所の配管工事
- ・ 油槽所の電気設備改修工事 など

(3) 事業スキーム



2. 補助対象者の要件

(1) コンソーシアムが実施する離島の石油製品の流通合理化・安定供給対策の策定

◆コンソーシアム

- 1) 当該補助事業を適切に遂行できる体制として、連携体（コンソーシアム）を形成しており、以下の全てを満たしていること。
 - ①補助事業計画に位置づけられた当該離島が属する地方公共団体、企業（元売・特約店・地元販売店等）、NPO法人、組合団体、研究機関、個人等複数により構成される任意の連携体。
 - ②地方公共団体（市町村）が参画すること。
 - ③構成するメンバーは、代表団体と補助事業遂行に関し契約もしくはそれに準じた取り決め（協定書等）を締結すること。
- 2) 補助事業計画に基づき、必要な能力・知識・経験を有していること。
- 3) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- 4) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。

５）経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成１５・０１・２９会課第１号）別表第二各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

※既存の協議会等を活用することも可能です。

◆代表団体

自ら補助事業の一部を実施するとともに補助事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整を行うとともに、事業成果の普及等を行う機関で、以下の要件を満たしていること。事業において補助事業者としての責任を有します。

- １）補助金の交付申請ができること。
- ２）補助事業の遂行に必要な関連知識及び財政基盤を有し、かつ、補助事業を適格に遂行するに足る能力、組織、人員等を有していること。
- ３）代表団体に所属し、本会との連絡調整、補助事業の運営・経費管理を総括する事務管理責任者を置くこと。

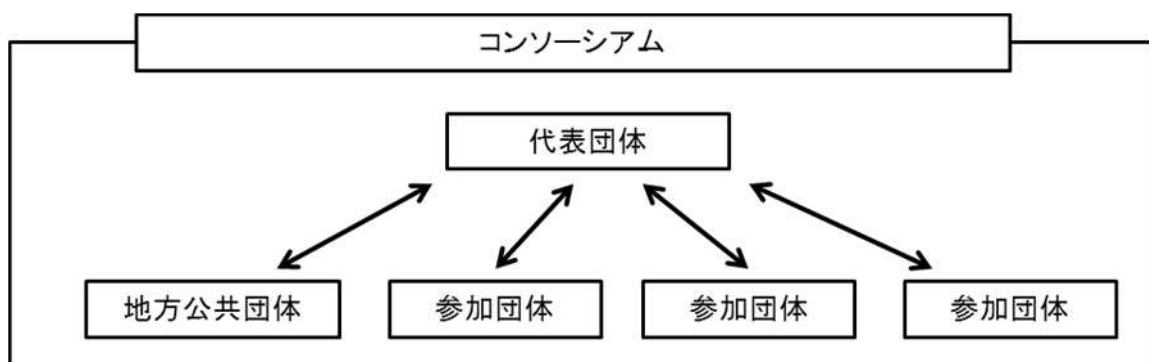
※地方公共団体（市町村）が代表団体を担うことも可能です。

◆参加団体

コンソーシアム構成メンバーとして、代表団体の管理下において事業を実施するもので、以下の要件を満たしていること。

- １）代表団体と事業遂行に関し契約若しくはそれに準じた取り決め（協定書等）を締結できること。
- ２）事業に主体的に取り組む人員がいること。

（参考）コンソーシアム、代表団体、構成メンバーの関係



（２）離島の油槽所設備等の維持

離島に所在する油槽所の所有者又は管理者であって、油槽所が所在する地方公共団体や島内給油所等から申請についての推薦を受けている地方公共団体、企業（特約店

- ・販売店・物流事業者等）、組合団体等。

企業（組合団体を除く）の場合は、大企業（中小企業基本法第2条に規定される中小企業者以外の者）は対象となりません。

3. 補助事業の期間：交付決定日～2026年2月20日（金）

《年間予定》

※カッコ内の数字はP2事業スキームに対応

2025年 4月上旬：公募開始（①）

4月25日：1次締切（②）

5月中旬：審査委員会開催・交付決定（③ ④）

6月20日：2次締切（②）

7月上旬：審査委員会開催・交付決定（2次締切分：③ ④）

8月15日：3次締切（②）

8月下旬：審査委員会開催・交付決定（3次締切分：③ ④）

2026年2月20日：実績報告書提出締切（必着）（⑤）

3月上中旬：確定検査（⑥）

3月末：補助金交付（⑥）

4. 補助金の額

事業	補助率	補助上限額 （1事業あたり）
コンソーシアムによる流通合理化・安定供給対策の策定	補助対象経費の10／10	1,000万円
油槽所設備等の維持 ※	補助対象経費の1／2	1億円

※補助対象経費の総額が1,000万円以上の事業を対象とします。

5. 交付の対象となる経費

- ・すべての経費は補助事業計画書に記載され交付決定を受けたものに限りま。
- ・下記に該当する経費であっても無条件に経費として認めるということではありません。あくまでも各費目について、事業目標を達成するために必要な経費であるかどうかを、合理性・経済性等の観点から精査しますので、十分に検討した上で経費を計上してください。

- ・対象経費として計上できる項目は、補助事業だけの用途に限定されます。他の事業と併用・兼用することを想定した項目・費目について、本事業での計上は認められません。
- ・原則、精算払いとします。
- ・本事業を行う際には、通常の会計とは別に区分経理を行っていただきます。補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみが対象となります。また金融機関に対する振込手数料及び為替差損等は補助対象とはなりません。

(1) コンソーシアムが実施する離島の石油製品の流通合理化・安定供給対策の策定

1) 人件費

- ・事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費（補助事業計画書に記載され、交付決定を受けたものに限ります）
- ・事業に直接従事する者とは、**補助事業を申請する代表団体職員を指し、協議会等の開催・運営に係る調整、資料作成など実際に本事業に携わった時間分の人件費が補助対象となります。**

したがって、コンソーシアム構成メンバーの所属役員が、協議会等に出席するといった間接的な作業は人件費の補助対象となりません。また、地方公共団体職員は対象外です。

- ・人件費の算出方法については、別添「補助事業事務処理マニュアル」（経済産業省作成）に基づき行っていただきます。
- ・対象者は、事業に従事したことを証明するために所定の作業日報を作成していただく必要があります。（記載例P 13参照）

2) 事業費

①委員会費

ア. 委員謝金

- ・事業の実施にあたりコンソーシアム構成メンバー及び専門的知識を有する者を協議会等の委員として委嘱した場合において、代表団体の謝金規定に基づき協議会等への出席の謝礼として支払われる経費。ただし、別添「補助事業事務処理マニュアル」の範囲内での支払いとなります。
- ・地方公共団体職員は謝礼支払いの対象外です。

イ. 委員等旅費

- ・協議会等出席のための旅費交通費として、代表団体の旅費規定に基づき、コンソーシアム構成メンバー及び外部委員に支払われる経費。ただし、別添「補助事業事務処理マニュアル」の範囲内での支払いとなります。

ウ. 会議費

- ・ 協議会等を開催する場合の会場費として支払われる経費。
- ・ 協議会等を開催する場合の茶代（数百円程度／人）として支払われる経費。
- ・ 弁当等食事代は対象外です。

エ. 資料作成費

- ・ 協議会等に要する資料の印刷費等として支払われる経費。

②職員旅費

事業を推進するにあたり事業に直接従事する代表団体職員が現地調査等を実施する場合に旅費交通費として支払われる経費

③印刷費

事業成果報告書等の製本、協議会等以外で要する資料の印刷費等として支払われる経費

④通信運搬費

協議会等に関する開催案内や資料等の送料、通信費等として支払われる経費

⑤補助職員人件費

事業を推進するにあたり必要な補助職員の人件費

⑥機器等賃借料

事業を実施するにあたり必要な機器・設備等のリースやレンタル費用

- ・ 2社以上の競争により発注先を決定してください。
- ・ 交付決定後に契約し、適用期間が補助事業実施期間内であり、かつ、補助事業実施期間内に支払われたものに限りします。

⑦広報費

事業を実施するにあたり必要なホームページ作成等のための費用

⑧消耗品費

補助事業を行うにあたって発生する事務用品等の消耗品の費用

⑨その他事業に必要と認められる経費

事業を行うにあたって必要なその他の直接経費の実費が対象です。したがって、事業費の〇〇%というような一般管理費等は対象外となります。

3) 業務委託費

事業を実施するにあたり必要なコンサルタントへの調査委託等の業務委託費

- ・ 2社以上の競争により委託先を決定してください。

(2) 離島の油槽所設備等の維持

1) 油槽所設備等の維持に必要な検査、工事、諸設備の取得等に係る経費

- ①具体的内容は以下の通りです。

- ・屋外タンクの開放検査、開放検査結果に伴い実施する屋外タンクの改修工事等
- ・地下タンクのFRP内面ライニング工事、電気防食工事、高精度油面計の設置工事等
- ・屋外タンクの取替工事、地下タンクの入替工事等
- ・油槽所関連設備（パイプライン、敷地内配管、電気設備、出荷設備、メーター等）の補修・取替・撤去等の工事
- ・その他油槽所設備等の維持に必要と認められる検査・改修工事・修繕等

②上記①の実施に必要な以下の経費も補助対象となります。

- ・設計、施工管理、監理等に係る経費
- ・仮設足場、仮設事務所等の設置工事費
- ・設備等の購入、製造、輸送等に係る経費
- ・検査、改修工事、修繕に伴い発生した廃棄物の廃棄等に係る経費
- ・消防申請に係る経費

※2社以上の競争により発注先を決定してください。

2) その他油槽所設備等の維持のために必要と認められる経費

1) に記載の経費以外で、油槽所設備等の維持のために必要と認められる経費

※2社以上の競争により発注先を決定してください。

以下の経費は補助対象外です。

- ・石油製品の輸送に使用するタンクローリー等輸送用車両の検査・購入・修繕に係る費用
- ・石油製品の輸送に使用する容器（ドラム缶やコンテナ）の検査・購入・修繕に係る費用
- ・既存油槽所の撤去のみを行う工事費
- ・タンクの新設・増設を行う工事費
- ・特定需要家（例：発電所、建設業、漁業者）のみへの供給に使用する油槽所の維持に必要な検査、工事、諸設備の取得等に係る経費

留意事項

- ① 今回の補助事業提案書一式の審査の結果、提案額又は申請額を減額して交付決定することがあります。したがって採択決定及び交付決定した場合の金額は、提案金額と必ずしも一致しない場合があります。
- ② 補助金の額の確定にあたっては、全ての支出について支払証憑書類に基づき、支出額、支出内容が適切かどうか、厳格な審査を行います（補助金の額の確定に係る

現地調査等）。事業提案に際しては、厳格な経費処理に十分対応できることを前提として応募ください。

ただし、例外的に特に必要と認められる場合、所定の手続き、承認を得たうえで、年度の途中で補助事業の進捗状況を確認し、費用（支払行為）の必要性を確認したうえで、当該部分に係る補助金が支払われることもあります。

- ③ コンソーシアムが実施する離島の石油製品の流通合理化・安定供給対策の策定については、補助金の交付を受ける者は代表団体に限定されるので、代表団体が支出する経費についてのみ補助金の交付が受けられます。
- ④ 交付決定日より前に発生した経費（契約・発注を含む。）は補助対象にはなりません。
- ⑤ 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則として2社以上の一般の競争等に付する必要があります。
- ⑥ 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得ること。
- ⑦ 補助金の遂行状況について、本会が状況の報告を求めた場合には、速やかに報告しなければなりません。
- ⑧ 補助事業を完了した時又は中止の承認を受けた時は、その日から起算して7日以内に実績報告書を提出しなければなりません。
- ⑨ 上記⑧の他、補助事業報告書及び公表用事業概要資料を作成し、提出していただく必要があります。
- ⑩ 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業終了後、5年間保存しなければなりません。
- ⑪ 補助事業により取得した財産及び効用の増加した財産（50万円を超えるもの）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。業務方法書に定める処分制限期間内に当該財産を処分（転用（目的外使用）、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄）する場合は、事前に本会に対し、財産処分の申請・承認を要します。また、財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、当該収入を本会に返還しなければなりません。
- ⑫ 補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）に係る仕入控除税額が含まれている場合、業務方法書に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続き回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

ア. 消費税法の規定により納税義務者とならない補助事業者。

イ. 消費税法の規定により消費税を納める義務が免除される補助事業者。

ウ. 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）又は消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者。

エ. 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者。

オ. 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者。

- ⑬ 補助対象経費の区分（コンソーシアムが実施する離島の石油製品の流通合理化・安定供給対策の策定の場合は人件費・事業費・業務委託費、離島の油槽所設備等の維持の場合は油槽所設備等の維持に必要な検査、工事、諸設備の取得等に係る経費・その他油槽所設備等の維持のために必要と認められる経費）ごとに配分された額を10%を超えて変更（流用）する場合、補助金計画変更等承認申請書の提出及び承認が必要となります（ただし、流用を伴わない減額のみは不要）。そのため、補助金申請額算定段階においても、可能な限り正確に算定してください。

6. 応募手続き等

（1）公募期間

1次締切日：2025年 4月25日（金）

2次締切日：2025年 6月20日（金）

3次締切日：2025年 8月15日（金）

（2）応募書類の提出

1）提出書類

①補助金交付申請書（様式第1号）及び補助事業計画書（別紙1又は2）

②経費積算表（別紙3又は4）

③申請者（コンソーシアムの場合は各団体）の業務案内・パンフレット等（組織概要や業績等がわかる書類）

- ④申請者（コンソーシアムの場合は代表団体）の財務諸表（直近決算を含む過去2年分）
- ⑤誓約書（別紙5）
- ⑥その他本会が必要と認める書類等

●離島の油槽所設備等の維持に応募の場合は、上記に加え以下も（様式自由）

- ⑦設備等の所有者の分かる書類（全部事項証明書等（土地及び建物））
- ⑧所在地方公共団体、島内給油所等からの推薦書
- ⑨工事の概要書、仕様書
- ⑩2社以上の見積書、見積明細書、内訳明細書
- ⑪次回維持工事に向けた財源確保に係る計画書
- ⑫対象設備及び施設全体の現況写真（日付入り）

2）提出書類の作成及び提出における注意事項

- ・原則、用紙はA4、日本語、ワープロ書きとしてください。ただし、提出書類③及び④については既存のものを活用していただいてもかまいません。
- ・提出書類に不備がある場合は、無効とさせていただきます場合があります。
- ・提案が採択された場合、当該提案に係る提出書類については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となり得る旨、あらかじめご了承ください。
- ・提案者は、提案が採択された場合、本会からの離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業補助金交付決定通知書において記される条件に基づいて事業を実施することに異存がないことをあらかじめ了解したものとみなします。したがって、提案者は、前述の条件及び本会より提示した公募要領等に記載された事項に同意した上で、提案書を作成・提出してください。

3）提出方法・提出部数

郵送または申請システム「Jグランツ」にて1部提出ください。

- ・Jグランツで行われた申請等に対しては原則として、Jグランツで通知等を行います。Jグランツを利用するにはGビズIDの取得が必要です。

※Jグランツでの提出方法等の詳細は下記を参照してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

4）提出先（郵送の場合）・問い合わせ先

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-17-14

全国石油商業組合連合会 環境・安全対策チーム

TEL : 03-3593-5832

E-Mail : kankyou@zensekiren.or.jp

7. 選定・交付決定

(1) 選定・交付決定方法

補助事業の選定・交付決定は、本会内に設置され、外部有識者等により構成される委員会での審査の結果を踏まえて行います。

(2) 審査基準

- ①補助対象者の要件等を満たしているか。
- ②事業内容が本事業の目的に合致しているか。
- ③事業を円滑に遂行できる実施体制となっているか。
- ④事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑥補助対象経費の積算が経済性を十分に考慮したものとなっているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

なお、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の対象地域、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に規定された指定離島地域並びに有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）における特定有人国境離島地域からの申請については優先的に採択します。

(3) 通知

審査結果（採択又は不採用）については、審査終了後申請者（代表団体）宛てに通知します。

(4) 公表

国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータ（※1）の取組を推進すべ

く、本事業の補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）については、ジーbizインフォ（※２）に原則掲載されることとなります。また、補助事業の結果概要については、経済産業省及び当会にて公表する場合がありますので、ご了承ください。

（※１）オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開すること。

（※２）ジーbizインフォとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待されます。

掲載アドレス：<https://info.gbiz.go.jp/>

（５）その他

- ・ 補助対象事業者が、本事業と類似の国等の補助事業や委託事業を利用し、重複して補助金等の交付を受けることはできません。
- ・ 採択され交付決定を受けた場合であっても、予算の都合により、補助金が減額される場合がありますので、ご了承ください。

8. 補助金の支払手続

(1)実績報告書の提出及び提出書類

工事等が完了し代金を支払った日から7日以内または2026年2月20日(金)までのいずれか早い日までに下記の書類を本会へ提出してください。

遅延については、事業者の責によらない相当の理由がない限り認められません。

※補助金振込は原則として2026年3月末頃になります。

1) 提出書類

●コンソーシアムが実施する離島の石油製品の流通合理化・安定供給対策の策定

①実績報告書(様式第10号)

- ・上記に加え、事業の実施内容の成果、課題等について、具体的に記載した報告書及び(パワーポイント等で作成した)公表用の概要版も必要です

②人件費

- ・業務日誌及び出勤簿・タイムカード等
- ・人件費単価の分かる書類(健保等級証明書等)

作業日報記載例

- ・補助対象業務と対象外業務を明確に区分する
(は補助対象業務 は対象外)
- ・業務内容を具体的に記載する

【離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業】作業日誌

2024年7月											
	午 前			午 後				残 業			
	9:00	10:00	11:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00
1日(月)	今年度概要検討										
2日(火)				部内打合せ							
3日(水)											
4日(木)		見積書仕様検討									
5日(金)											
8日(月)	委員会準備	委員会				委員会議事録作成					
31日(水)											

③事業費

- ・請求書及び振込書等の金額の分かる書類等
- ※振込手数料が振込額から差し引かれている場合には、補助金額も減額されます。

●離島の油槽所設備等の維持

①実績報告書（様式第10号）

- ・ 上記に加え、事業の実施内容の成果、課題等について、具体的に記載した報告書及び（パワーポイント等で作成した）公表用の概要版も必要です

②受注業者との契約書の写し又は注文書及び請書の写し

③工事完了届又は納品書の写し

- ・ 契約した施工業者が発行したものに限ります。送り状は無効です。

④施工業者等が発行した請求書の写し

⑤支払証憑書類の写し

- ・ 工事代金等の支払いは、原則金融機関への振り込みとしてください。
- ・ 他の工事等との合算による振り込みは不可。
- ・ 手形、小切手での支払いは不可。
- ・ 支払い相手先が受領したことを証する書類として下記のいずれかの書類を提出してください。（領収証は不可）

ア. 金融機関振込依頼書写し（金融機関の受付印があるもの）

イ. A T M送金の利用明細票の写し

ウ. インターネットバンキングの場合は、振込日以降の振込明細等、支払完了を証明できるもの

※振込手数料が振込額から差し引かれている場合には、補助金額も減額されます。

⑥消防関係の届出書類の写し（下記の全て）

ア. 所轄消防署等へ申請した「危険物貯蔵所設置許可申請書」

イ. 当該申請に対する「構造設備明細書」

ウ. 当該申請に対する「設置許可証」

エ. 当該許可証に対する「完成検査申請書」

オ. 当該申請書に対する「完成検査済証」

⑦補助対象設備設置写真

- ・ 工事工程写真（着手前から完了までの各工程、必ず日付を入れてください）

⑧補助事業で取得した資産が50万円以上となる場合は、取得財産等管理明細書（様式第18号）

⑨業務方法書第8条第3項及び第7号に規定する資料（実績報告書の提出時における実施体制把握）

外注（請負や設備購入）契約又は委託契約をしている場合については、契約先が再請負・再々請負契約又は再委託・再々委託契約を行う場合も、事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料を添付してください。（ただし、税込み100万円未満の取引、当該請負業者が直接工

事を行うために調達する製造メーカーのカタログ製品や備品・資材は対象外です。また、再々請負契約先又は再々委託契約先の金額記述は不要です。)

実施体制資料の記載例

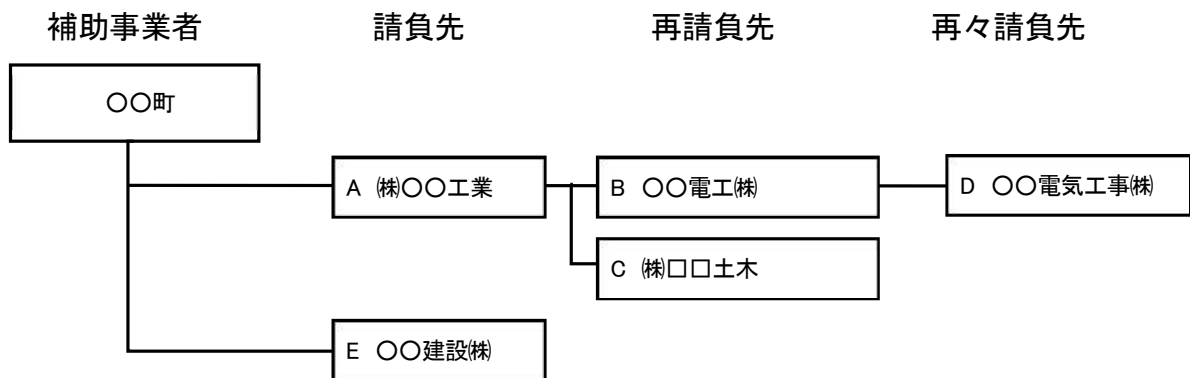
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図も併せて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み１００万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
A ○○工業(株)	請負先	東京都○○区…	33,000,000	できる限り詳細に記入
B ○○電工(株)	A の再請負先	東京都○○市…	22,000,000	〃
C (株)□□土木	A の再請負先	神奈川県□□市…	4,400,000	〃
D ○○電気工事(株)	A の再々請負先	神奈川県△△市…	記入不要（※）	〃
E ○○建設(株)	請負先	東京都○○区…	11,000,000	〃

（※）事業者Dは、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み１００万円以上の請負・委託契約）



（２）実績報告及び支払等に関する注意事項

補助金交付決定額は、申請書に基づく審査による補助金の交付限度額です。

- ・ 実際に支払う補助金額は、実績報告書に基づき、未払い、領収書不足、値引き、振込手数料の差し引き、消費税等仕入控除税額の額が確定したもの等があれば、減額のうえ、補助金の額を確定します。
- ・ 補助金額が確定後、「額の確定通知書」（様式第１１号）を送付します。

※本会、資源エネルギー庁、会計検査院による現地調査を行うことがあります。

(3) 支払請求書の提出

本会より送付された補助金額の「額の確定通知書」の金額を確認し、支払請求書（様式第 15 号）に必要事項を記入の上、5 日以内に本会へ提出してください。